

既存建築物の用途変更や改修に関する相談について

既存建築物の用途変更を検討している方へ

- 既存建築物の用途変更や改修を行う場合、建築基準法等の各法令へ適合させる義務があります
 - 法令違反があった場合は、是正が必要になり、多額の費用がかかったり、是正工事のため営業を停止しなければならないことがあるため注意が必要です。
 - 用途変更部分の床面積が200㎡を超えると各法令への適合に加えて、建築確認申請の手続きが必要となります。
- 用途変更の際に建築基準法等の適合を確認するには、専門的な調査と検討が必要です。まずは建築指導課ではなく**建築士等の専門家にご相談ください**
 - 建築基準法の規定は、用途地域制限や避難・防火規定など専門的かつ多岐にわたるため、電話や窓口でこれらの規定を網羅的に教えてほしい、というお問い合わせには、**お答えすることができません**。
 - 【お答えできない問い合わせの例】
 - ・この戸建ての住宅は、旅館として使用しても問題ないですか。
 - ・共同住宅をホテルにする場合に係る規定を教えてください。
 - ・事務所を飲食店に用途変更するためにはどのような改修を行えばよいですか。
 - 相談できる建築士等の専門家が身近にいない場合は、以下の団体へご相談ください。

建築士等の専門家
にご相談ください

一般社団法人東京都建築士事務所協会新宿支部
新宿区新宿1-23-5サンサーラ御苑ビル304 ☎6380-0275
ホームページ <https://www.taaf-shinjuku.org/>
窓口対応時間 月・水・金 13時～17時

建築士等の専門家の方へ

- 法文の解釈について建築指導課にお尋ねになりたい場合は、**事前予約をして窓口にて**ご相談ください
 - ◆ 相談する際は、**対象となる条文と専門家としての見解**を明確にしてください。
 - ◆ 指定確認検査機関に建築確認の申請を行う場合、**建築指導課では法文の解釈等についてお答えしていません**ので、**申請先の指定確認検査機関にご相談**ください。

事前予約フォームで**希望日時・相談地の住所・相談内容**等を入力してください。フォームは右記2次元バーコードを読み込むか下記URLを直接入力していただくことでアクセスできます。

【予約フォームURL】 <https://logoform.jp/form/kubz/880836>

希望日は申請日の
2営業日以降
から可能です

